

消費生活相談の近況報告 (令和 7 年度)

【目次】

I 相談全体の概要

(1) 年度別相談件数の推移	1
(2) 件数が多い相談内容	1

II 相談の特徴

1 年代別

(1) 高齢者（契約当事者の年齢 65 歳以上）の相談	2
(2) 若者（契約当事者の年齢 29 歳以下）の相談	3
(3) 18 歳・19 歳の相談	4

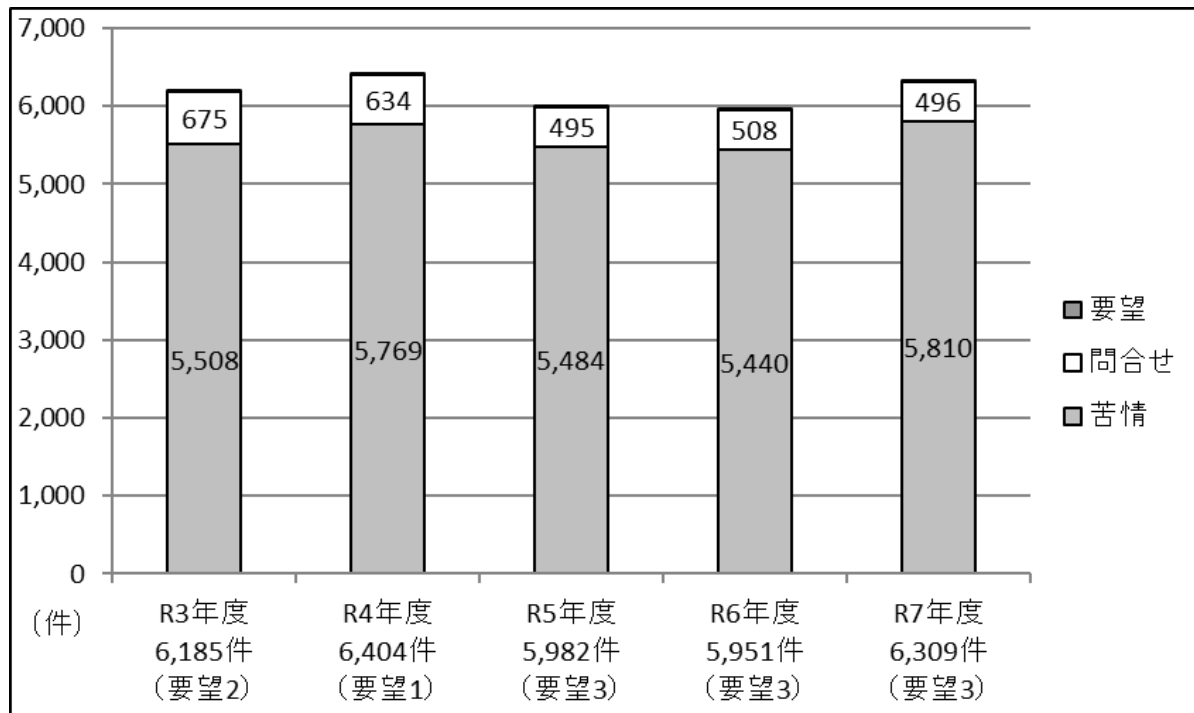
2 相談内容

(1) 定期購入に関する相談	5
(2) 暮らしのレスキューサービスに関する相談	5
(3) 美容エステ・美容医療に関する相談	6
(4) 点検商法に関する相談	6

千葉市 市民局 生活文化スポーツ部 消費生活センター

I 相談全体の概要

(1) 年度別 相談件数の推移



概要：令和7年度の相談件数は、前年度（5,951件）と比較し、358件（6.0%）増加した。

(2) 件数が多い相談内容

順位	令和6年度		令和7年度	
	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数
1位	商品一般	589	商品一般	611
2位	役務その他サービス	310	役務その他サービス	389
3位	賃貸アパート	200	賃貸アパート	264
4位	他の健康食品	173	他の健康食品	144
5位	化粧クリーム	143	修理サービス	133

＜商品一般＞商品が特定できない、または商品が複数の分類にまたがっている相談

実在する会社や公的機関をかたり、架空の未納料金や身に覚えのないサイトの利用料金等を請求（個人情報の取得が目的の場合もある。）する架空請求に関する相談なども含まれる。

（事例）「携帯電話に、身に覚えのない相手から未払金を請求する旨のメールが届く。」

「クレジットカード会社から身に覚えのない請求を受けた。」

＜役務その他サービス＞役務に関する相談その他の役務に関する相談

（事例）「ネット閲覧中にウィルス感染したと警告が出たので、セキュリティサポート契約をしたが詐欺ではないのか。」

「災害による家屋の破損箇所は無いかと業者が来訪し、火災保険の申請サポート契約を交わしたが信用できるか。」

＜賃貸アパート＞集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート、マンション・ウィークリーマンション等に関する相談

（事例）「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない。」

「入居した部屋が汚く、入居前にクリーニングしたとは思えない、業者の対応も悪い。」

＜他の健康食品＞ダイエット食品、サプリメント等に関する相談

（事例）「お試しでサプリメントを購入したが定期購入になっていた、契約をやめたい。」

＜修理サービス＞トイレの詰まりや水漏れ、電気製品の修理などに関する相談

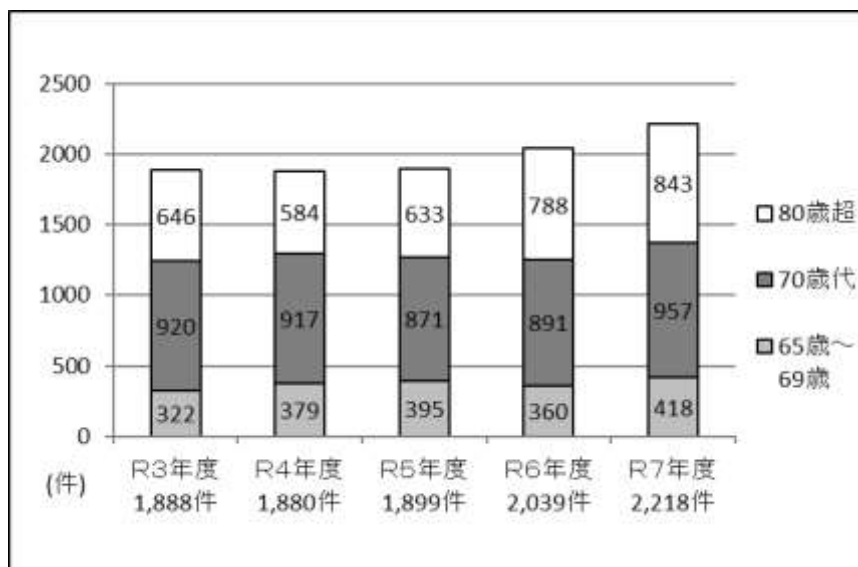
（事例）「インターネット上の広告を見てトイレの詰まりの修理を頼んだら、便器の交換等他の作業も必要と次々に追加作業を提案され、最終的に法外な費用を請求された。」

Ⅱ 相談の特徴

1 年代別

（1）高齢者（契約当事者の年齢 65 歳以上）の相談

＜高齢者の相談件数の推移＞



概要：令和7年度の相談件数は、前年度（2,039件）と比較し、179件（8.8％）増加した。

令和4年度まで減少傾向にあったが、令和5年度から増加に転じた。

＜高齢者に多い相談内容＞

順位	令和6年度	令和7年度
	商品・役務名	件数
1位	商品一般 226	商品一般 262
2位	役務その他サービス 151	役務その他サービス 183
3位	他の健康食品 83	他の健康食品 73
4位	化粧クリーム 58	化粧クリーム 61
5位	屋根工事 47	電気工事 50

＜化粧クリーム＞ハンドクリームやリップクリーム、スクラワンオイル等に関する相談

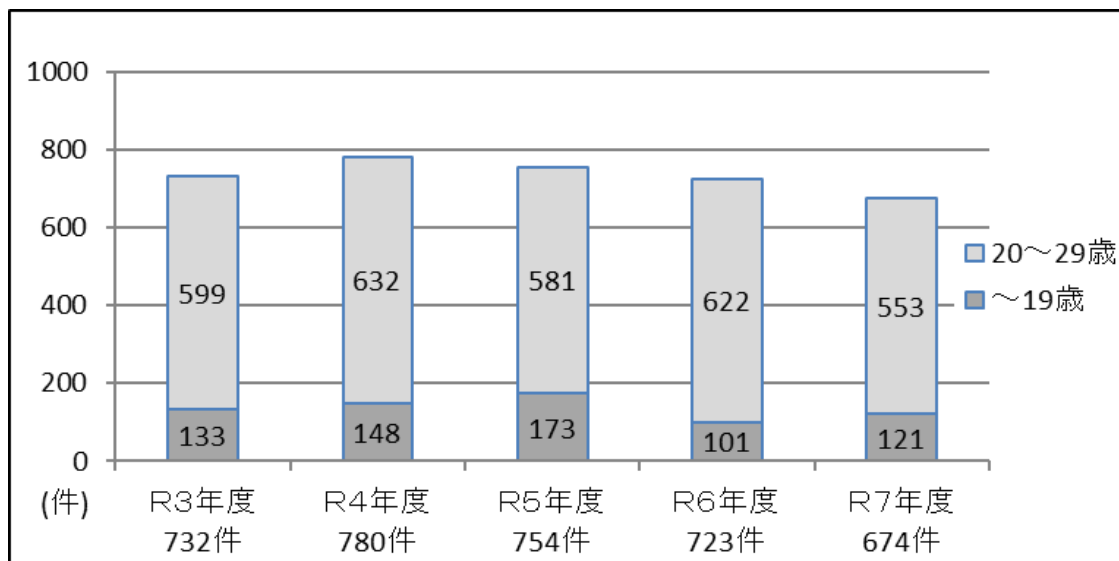
（事例）「テレビ通販で定期購入のハンドクリームを注文した。初回で解約できるはずが、回数縛りがあると言われ解約できない。」

＜電気工事＞電気トラブルの復旧工事等に関する相談

（事例）「停電が発生したため、スマートフォンで検索した事業者に対応を依頼したところ、分電盤の交換が必要と言われた。作業を依頼したが、高額な料金を請求された。」

（２）若者（契約当事者の年齢 29 歳以下）の相談

＜若者の相談件数の推移＞



概要：令和7年度の相談件数は、前年度（723件）と比較し、49件（△6.8%）減少した。

＜若者に多い相談内容＞

順位	令和6年度		令和7年度	
	商品・役務名	件数	商品・役務名	件数
1位	医療サービス	68	賃貸アパート	60
2位	脱毛エステ	62	商品一般	35
3位	賃貸アパート	58	役務その他サービス	31
4位	商品一般	44	脱毛エステ	26
5位	他の内職・副業	33	医療サービス	25

＜賃貸アパート＞集合住宅の賃貸借・使用貸借、賃貸マンション・アパート、マンスリー・ウィークリーマンション等に関する相談

（事例）「退去を申し出たところ、高額な修理代を請求されて、納得できない。」

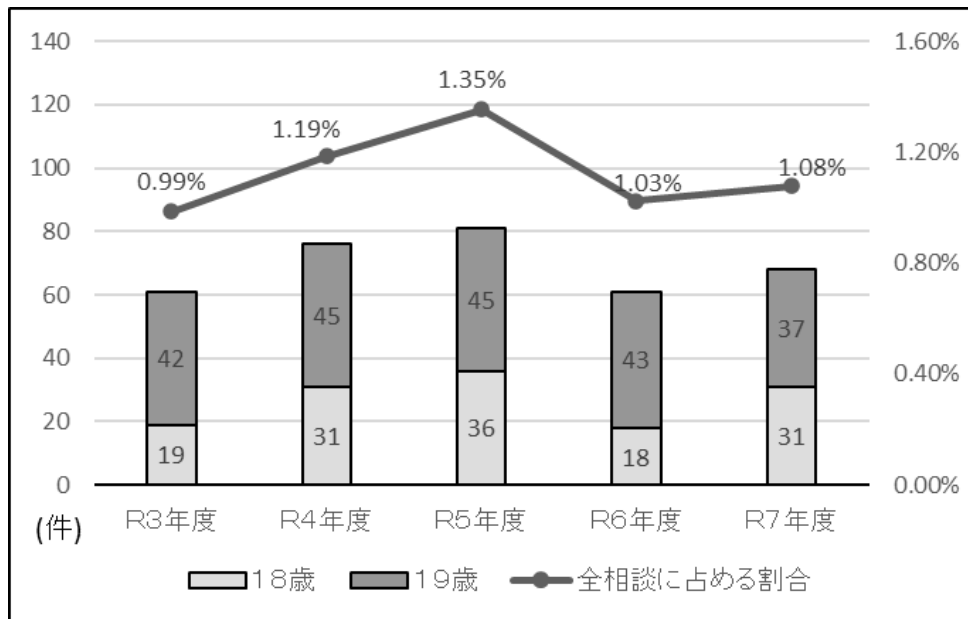
「入居した部屋が汚く、入居前にクリーニングしたとは思えない、業者の対応も悪い。」

＜脱毛エステ＞エステティックサロンで行う脱毛に関する相談

（事例）「脱毛エステを途中解約したが、約束どおり返金されず、電話もつながらない。」

(3) 18歳・19歳の相談

＜18歳・19歳の相談件数及び全相談に占め相談割合の推移＞



概要：令和7年度の18歳・19歳からの相談件数は、前年度（61件）と比較し7件（11.5%）増加に転じた。

＜18歳・19歳に多い相談内容＞

順位	令和6年度		令和7年度	
	商品・役務名		件数	
1位	脱毛エステ	10	医療サービス	8
2位	医療サービス	9	他の内職・副業	5
3位			解錠サービス	4
4位	商品一般/電気	各3	商品一般/消火器/ レンタカー/賃貸アパート/ 自動車運転教習所/ インターネットゲーム/ 教養・娯楽サービスその他/ 脱毛エステ/ 役務その他サービス	各2
5位	賃貸アパート/役務その他 サービス/修理サービス/他 の駆除サービス他	各2	—	

＜医療サービス＞ 美容整形など医師が行う医療サービスに関する相談

（事例）「美容整形の契約をし予約金を支払ったがやはり止めたくなり解約を申し出た。高額な解約料を請求されているが払わないといけなないか。」

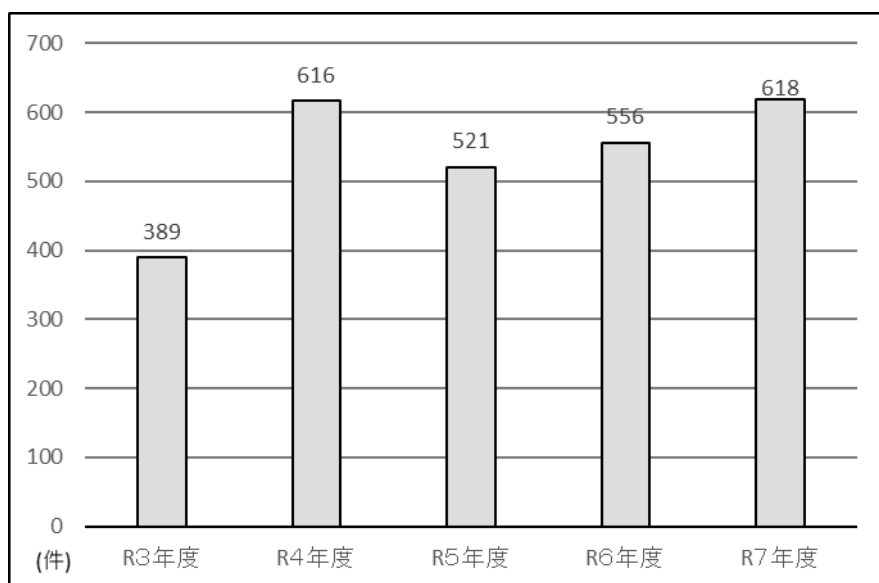
＜他の内職・副業＞情報商材、副業サイトなどに関する相談

（事例）「メールで相談を聞くだけで高収入が得られる副業に登録したが、手数料を請求されるばかりで不審だ。」
「SNSを通じ、オンライン講座を受講すれば儲けられると言われ約9万円の講座に申し込んだが解約したい。」

2 相談内容

(1) 定期購入に関する相談

＜定期購入に関する相談件数の推移＞



概要：消費者が定期購入であることを認識しないで商品を注文したケース、体に合わない等の理由で解約したくても解約できないケースなど、定期購入に関する相談が近年増加している。

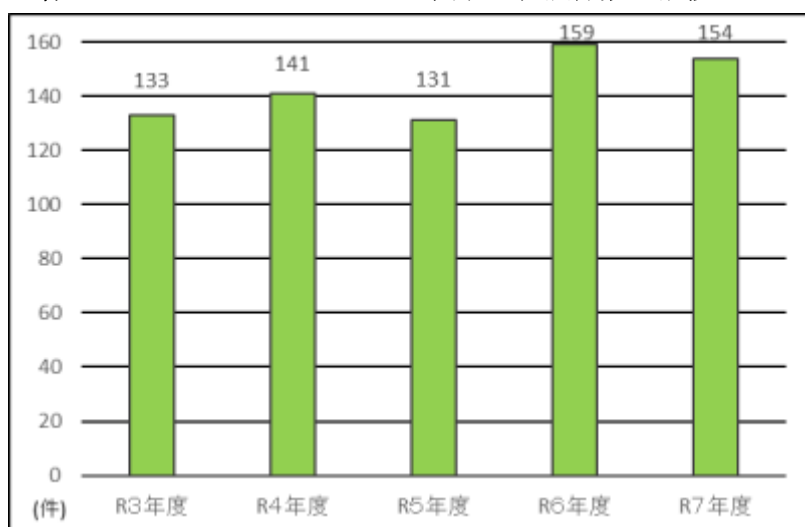
令和7年度は、前年度（556件）と比較し62件（11.2%）増加し、過去最高の件数となった。

（事例）「新聞広告を見てサプリメントを注文したが、定期購入であった。」

「インターネット通販でシミ取りクリームを購入した。試供品の1個だけだと思っていたら、後日再度商品が届き伝票が入っていた。事業者に連絡したが返品できないと言われた。肌に合わないので返品したい。」

(2) 暮らしのレスキューサービスに関する相談

＜暮らしのレスキューサービスに関する相談件数の推移＞



概要：トイレの修理、鍵の交換、害虫駆除など、緊急のためやむを得ず事業者の言いなりに支払ってしまったケースや、広告に記載された料金とはかけ離れた料金を請求されたケースなど、暮らしのレスキューサービスに関する相談が多く寄せられている。

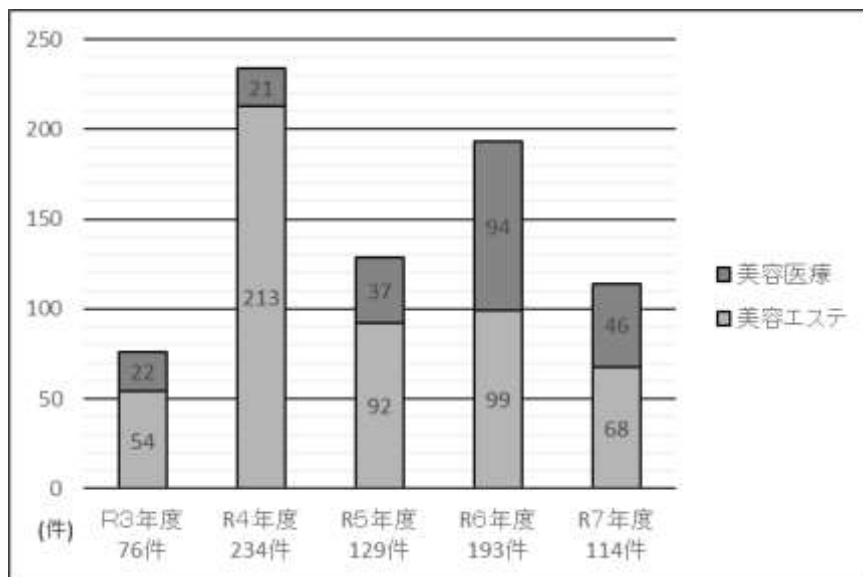
令和7年度は、前年度（159件）と比較し5件（3.1%）減少したものの、近年では2番目に多い件数となった。

（事例）「自宅のトイレにコウモリが入るようになったため、インターネットで調べて事業者の訪問を依頼した。後日作業員が訪問し、すべての作業が終了した際に広告の表示されていた金額とかけ離れた高額な料金を提示された。」

「賃貸アパートで一人暮らしをしている娘が鍵を紛失し、スマートフォンで調べた開錠サービスの事業者に電話した。到着後、事業者から作業内容や料金を具体的に説明しないまま、料金が記載されていない書面にサインするよう求められ、サインしないと開錠してもらえないと思いサインしてしまった。」

（３） 美容エステ・美容医療に関連する相談

＜美容エステ・美容医療に関する相談件数の推移＞



概要：脱毛サロンが破産し連絡が取れない、クリニックで全身脱毛を契約したが高額のため解約したいなど、美容エステ・美容医療に関する相談が多く寄せられている。

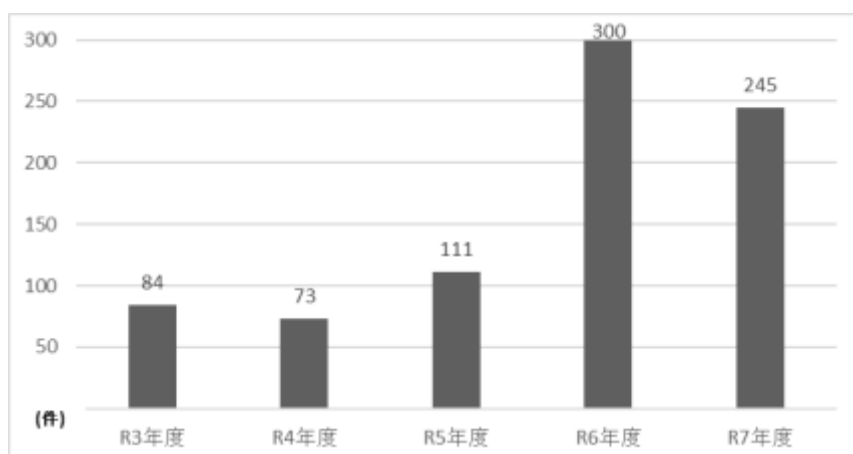
令和7年度は、前年度（193件）と比較し、79件（40.9%）減少した。

（事例）「通っている脱毛エステ業者が倒産したが、ローン払いの支払いを止められるか。未消化の代金の返金を求めたい。」

「美容皮膚科のオンライン診療を申し込んだ。処方された飲み薬を服用したら胃が痛くなった。解約を申し出たが途中解約はできないと言われた。」

（４） 点検商法に関する相談

＜点検商法に関連する相談件数の推移＞



概要：給湯器や分電盤の点検、屋根工事など、消費者が断りにくい内容の話術で訪問や点検に至らせ、不安を煽り、高額な契約をさせるケースなど、点検商法に関する相談が多く寄せられている。

令和7年度は、前年度（300件）と比較し55件（18.3%）減少した。令和6年度に急増し、令和7年度は減少したものの、近年では2番目に多い件数となっている。

（事例）「分電盤の点検に行くとの電話後に自宅を訪問してきた事業者から、分電盤が壊れていると言われ、交換工事を勧められた。水漏れを防ぐために外壁補修工事が必要と言われ、契約書面に署名したが、高額なので解約したい。」

「高齢で独居の母が、突然来訪した事業者から、『瓦がずれています。台風が来たら怪我しますよ。』と言われたため、屋根工事の契約に応じてしまった。」

他にも悪質な事業者による点検商法などの訪問販売による被害は、「ガス給湯器の交換」や「壁、塗装、雨どいなどのリフォーム工事」「排水管の洗浄」など多岐にわたり、同一の被害者に次々に勧誘するケースもある。